

公募型プロポーザル公告

四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 6 月 4 日

四條畷市長 銭 谷



記

1 業務の概要

- (1) 件名 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託
- (2) 場所 受託者において四條畷市内に設置する
- (3) 契約期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 内容 別紙「四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託仕様書」のとおり
- (5) 予算限度額

26,875,000 円（年額 7,500,000 円以下。ただし、令和 7 年度は 4,375,000 円以下）を上限とする。

※本事業は消費税法第 6 条第 1 項で定める別表第二の 7 のロに該当する非課税事業である。

2 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 本市の令和7年度の入札参加資格を有するものであり、本市での競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整できるよう、事業所の所在地が四條畷市内にあること。
- (8) 法人格を有する団体であること。
- (9) 見積限度額、年額7,500,000円以下。
ただし、令和7年度は年額4,375,000円以下の金額で請負うことができること。
※本事業は消費税法第6条第1項で定める別表第二の7のロに該当する非課税事業である。
- (10) 地域の障がい者（児）等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する援護事業を概ね5年以上運営している団体であること。

3 参加申込手続き

別紙「四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

4 添付書類

- (1) 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託仕様書
- (3) 四條畷市障がい者地域活動支援センター業務委託公募型プロポーザル評価基準
- (4) 様式第1号から様式第7号まで

5 問合せ先

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市健康福祉部障がい福祉課

TEL 072-877-2121 (代) / 0743-71-0330 (代)

FAX 072-879-2596

E-mail syougai@city.shijonawate.lg.jp